

仕 様 書

1 件 名

新たなツーリズム開発支援事業に関する業務委託（単価契約含む）

2 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年3月31日まで

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

4 目的

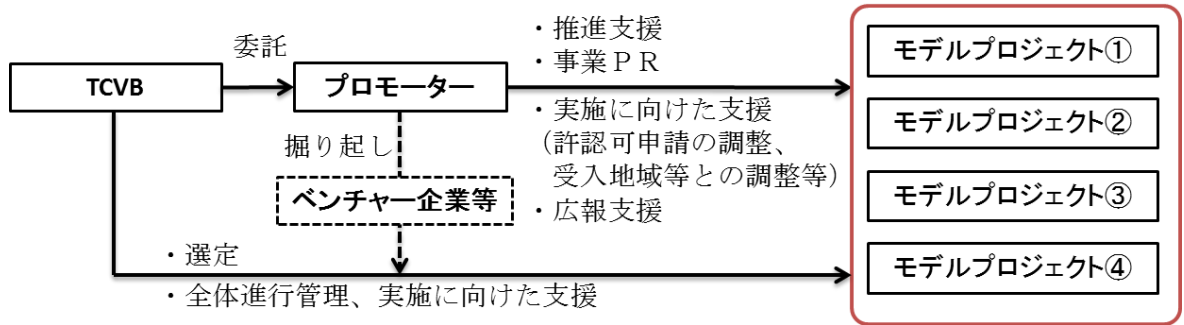
近年、従来の物見遊山的な名所を巡る観光旅行に対して、これまで観光資源としては気づかれていなかった地域の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた新たな旅行の形態が広がりを見せている。

本委託では、多摩・島しょ地域において、当該地域で実施されていない体験型・交流型の要素を取り入れたグランピングなどの新たな観光スポット開発を行う、民間事業者等によるモデルプロジェクトを支援することで、当該地域での新たな魅力の創出を後押しし旅行者の増加につなげる。

5 委託概要（詳細は、「委託内容詳細」のとおり）

本事業の受託者は、事業プロモーターとして、主に事業の推進支援及び事業全体の広報を実施するとともに、モデルプロジェクトの実施・広報について支援を行う。

本事業内での事業プロモーターの役割イメージは、下図のとおりである。



事業プロモーターの業務の概要は次のとおりである。

<p>(1) 事業推進支援</p> <p>ア 情報の収集及び共有</p> <p>イ 公募時の周知活動</p> <p>ウ モデルプロジェクトの実施支援</p>	一式
<p>(2) 本事業の広報</p> <p>ア プロジェクト統一テーマ設定・成果普及に向けたPR</p> <p>イ WEBサイトページ・コンテンツ作成</p> <p>ウ キックオフイベントの実施</p> <p>エ 事業報告書作成</p>	

(3) 各モデルプロジェクトの広報支援 ア 各モデルプロジェクトの広報アドバイス・PR等	4件
-------------------------------------------------	----

契約期間内において、発注数量が予定数量に達した項目については、予定数量を超えて発注することはできない。

また、発注数量が予定数量に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって、この契約は終了する。なお、この場合であっても、受託者は異議を主張できないものとする。

6 成果物の納品

- (1) 受託者は、委託業務が完了したときは、次に定める成果物を委託完了届とともに提出すること。
- (2) 受託者は、成果物の作成に当たっては、6 (3) による他、体裁、配置、表示方法及び内容など、TCVB と十分に調整すること。
- (3) 成果物は以下のとおりとする。なお、電子データのフォーマットや媒体形式は、TCVB と相談の上、決定すること。
 - ア 業務委託報告書（ホチキス2カ所止め） 印刷物5部（A4版）
 - イ 業務委託報告書及び報告書作成に使用した電子データ
 - ウ 事例集及び電子データ 印刷物5部
 - ※ 電子データについては、Microsoft Office 2010に対応して作成すること。また、電子データに保護をかけないこと。

7 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

8 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てTCVBに帰属する。つまり翻案権および二次的著作物の権利についても委託者のものとなるよう手配すること。受託者は委託者及びその指定する者に対して、成果物の著作権者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (3) 制作物の作成にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、第8により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

9 委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- (1) 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- (2) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (3) 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取扱については、別紙 1 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に当たって、実施体制及びスケジュールを TCVB に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- (3) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに TCVB に報告すること。
- (4) 本契約の履行に当たり、TCVB が内容変更の必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- (5) 委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、その都度、TCVB 及び受託者の双方協議により定めるものとする。
- (6) 本契約の履行に関する情報及び資料等について、TCVB が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。
- (7) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (8) 環境により良い自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (9) 受託者は、この仕様書のほか、別紙 2 「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定める内容に従うこと。

11 瑕疵担保

本委託完了後に瑕疵が発見された場合、受託者の責任と負担において、速やかに当該瑕疵の修正を行わなければならない。

なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

12 損害賠償責任

受託者が、故意又は過失により、TCVB 又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を受託者が負うこととする。

また、TCVB が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、TCVB は

求償権を行使できる。

13 契約代金の支払

- (1) 契約代金は、履行完了後、受託者からの適法な請求書に基づき一括して支払う。
- (2) 各モデルプロジェクト広報支援については、単価契約とする。

14 契約更新について

本事業は、数か年計画で実施予定のため、継続的な支援が望ましいことから、本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、事業終了まで更新ができるものとする。

更新にあたっての業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

15 担 当

公益財団法人東京観光財団

地域振興部 事業課

電話： 03-5579-2682

FAX： 03-5579-8785

委託内容詳細

1 事業推進支援

事業プロモーターは、多摩・島しょ地域において、これまで観光資源としては気づかれていなかった地域の資源を活用し、当該地域で今まで実施されていない体験型・交流型の要素を取り入れたグランピングなどの新たな観光スポット開発事業を実施する事業者情報の収集及び地域とのマッチングを行う。

(1) 情報の収集及び共有

ア 実施主体となる民間事業者やその他法人に関する情報収集や掘り起こしを行うこと。

- ① 受託者は、事業計画及びスケジュールについて、契約締結後速やかに詳細な企画立案を行い、TCVBに協議に協議の上、決定すること。
- ② 情報の収集に当たっては、WEBや受託者のネットワーク等で事業者を掘り起こした後、事業の趣旨に合致した取組を行い得るかどうか、電話や対面等によるヒアリング調査を行うこと。
- ③ 情報収集の経過等をまとめたリストを作成し、その進捗状況について随時TCVBと共有すること。

イ 多摩・島しょ地域に関する情報収集や事業者とのマッチング支援を行うこと。

- ① 当該地域の情報を収集し、想定されるプロジェクトとの親和性やニーズが高い地域があった際にマッチングを行うこと。

(2) 公募時の周知活動

ア 公募に当たり、多くの事業者の応募につながるよう本事業を周知し、優れたプロジェクトが集まるように工夫すること。

(3) モデルプロジェクトの実施支援

ア 選定されたモデルプロジェクトの実施に向けて、事業運営上の課題を把握し、ネットワークやノウハウを活用して、コンサルティング及びアドバイスを行うこと。

イ 選定されたモデルプロジェクトの実施に必要な許認可申請に関する調整や受入地域等との調整等を行うこと。また、専門家等によって関係法令遵守の確認や法的課題の解決策を検討する体制を整備し、適宜確認を行うこと。

ウ モデルプロジェクト実施者に対し、法令遵守の確認を行うこと。

エ 選定されたモデルプロジェクトの進捗管理を行うこと（定期的な打合せ対応を含む）。また、進捗状況について随時TCVBと共有すること。

2 本事業の広報

事業プロモーターは、本事業全体のコーディネートを行い、プロジェクト統一テーマの設定を行うことで各モデルプロジェクト実施によるシナジー効果を促し、多摩・島しょ地域の注目度の向上と集客を実現する。また、WEBサイト、イベント、事例集等により、事業者や市町村等に情報発信し本事業をPRすることで、更なる取組の拡大につなげる。

(1) プロジェクト統一テーマ設定・成果普及に向けたPR

ア 統一テーマを設定し、各モデルプロジェクトを一体として事業全体のブランディングを行うこと。

- イ 成果普及に向け、記事広告等のメディアを活用したPRを行うこと。（例：事業全体の取材記事掲載等）
 - (2) WEB サイトページ・コンテンツ作成
 - ア 事業全体のPRのためWEBサイトを構築・運営すること。
 - イ 都・TCVBの事業である「多摩・島しょ魅力発信事業」にて運営しているWEBサイト「TAMASHIMA.tokyo」の下層に掲載すること。
 - (3) キックオフイベントの実施
 - ア 機運醸成と、受入側である市町村等の理解を得るため、事業全体についてPRするキックオフイベントを、下記イ以下を参考に企画し（より効果的な方法がある場合は提案すること）実施すること。なお、契約締結後速やかに詳細な企画立案を行い、TCVBに協議すること。
 - イ 実施時期は、平成30年9月初旬頃とする。
 - ウ 参加者は、多摩・島しょ地域の市町村観光主管課、観光協会・観光まちづくり団体、民間事業者および各種メディアとする。
 - エ 定員は約100名程度とし、参加者の導線を考慮した会場とすること。
 - オ プログラム内容は以下を含むこととする。
 - ① 先進事例のプレゼンテーション
 - ② 情報交流会
 - (4) 事業報告書作成
 - 事業実施状況についてまとめ、以下①、②を作成し、提出すること。
 - 内容や体裁等については、TCVBと協議の上、決定すること。
 - ① 報告書 2部
 - 原則として、Microsoft Office（A4版、横書きカラー）で作成すること。
 - 内容や体裁等については、TCVBと協議の上、決定すること。
 - ② 報告書類の電子データ一式 2部
 - 「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。
 - データについては、全ファイルウィルスチェックの上、電子データ（CD-R等）に保存すること。
- 3 各モデルプロジェクトの広報支援
- 事業プロモーターは、選定された各モデルプロジェクトの実施に際して集客を確保するために広報のアドバイス及びPR等を適宜行い、モデルプロジェクトの成功へとつなげる。なお、広報支援の計画及び方法については、TCVBと協議の上決定すること。
- (1) 各モデルプロジェクトの広報アドバイス・PR等（適宜）
 - ア 実施する各モデルプロジェクトの集客のために、モデルプロジェクト実施者の行う広報の企画・実施に対するコンサルティング、アドバイス等の支援を行うこと。
 - イ 各モデルプロジェクトの取材記事を作成し、適切な媒体へ掲載すること。
 - ウ 各モデルプロジェクトのPR実施状況及び集客状況等の進捗管理を行うこと（定期的な打合せ対応を含む。）。また、PRの効果検証を行い、必要に応じて取材記事の作成・掲載等の支援を行うこと。進捗状況について随時TCVBと共有すること。
- 4 その他
- 上記1から3のほか、疑義が生じた場合は、TCVBと事前に協議すること。